

居住者及び非居住者の判定

居住者

日本人(※個人)の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人(※個人)の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者
(例:大学の先生、
来日6ヶ月以上経過留学生等)

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人(※個人)の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者(例:出張で一時帰国者)

外国人(※個人)の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)(例:来日6ヶ月未満の留学生等)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より